

久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 次に掲げる条例の規定中「100分の230」を「100分の235」に改める。

- (1) 久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成22年久喜市条例第43号)第5条第2項
- (2) 久喜市長及び副市長の給与等に関する条例(平成22年久喜市条例第48号)第6条第2項
- (3) 久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成22年久喜市条例第50号)第6条第2項

第2条 次に掲げる条例の規定中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

- (1) 久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項
- (2) 久喜市長及び副市長の給与等に関する条例第6条第2項
- (3) 久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例第6条第2項

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の議員報酬等条例」という。)、久喜市長及び副市長の給与等に関する条例(以下「改正後の市長等給与等条例」という。)及び久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の教育長給与等条例」という。)の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の議員報酬等条例、改正後の市長等給与等条例又は改正後の教育長給与等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、久喜市長及び副市長の給与等に関する条例又は久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬等条例、改正後の市長等給与等条例又は改正後の教育長給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。